

右決議す

昭和九年十一月十六日

門司船内荷役請負組合

理由

船舶荷役請負賃金は既往數十年來數回の引下げを實行し多大の苦痛を忍び海運界の回復を待望しつつ今日に及びたり、然るに一兩年來一般生産工業の振興海運界の好轉に伴ひ漸次勞力需要の旺盛勞働賃金の昂騰を招來し荷役請負賃金の値上要求は全國的に叫ばれるに至り一部の主要港に於ては既に昨年他上實現し且つ當地に於ても解船船夫賃金の如き昨年以來相當の値上實行中なること衆知の事實なり、爾來我組合は徒らに他に追隨することを避け専ら情勢の推移を靜觀しつつ隱忍今日に及びたる處近時西國の狀勢は値上實行の必要に迫らる

るに至り前文の通り値上決行の餘儀なきに至り

昭和九年十一月十九日

門司船内荷役請負組合

(備考)

現在貨物荷役賃金

一、並 通 貨 物 噸 當 り 三十錢

一、機械類油容積の大なるもの 噸 當 り 三十五錢

長尺もの 噸 當 り 四十錢

屑 鐵 噸 當 り 四十錢

十一、經過並に解決狀況

右値上要求に對し各船會社支店並に運送業者は何等誠意ある回答を示さず、沖仲仕一同大いに憤慨し對策を講じつつあつたので、荷役請負業組合は事件の擴大を憂慮し二月十九日更に同